

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

年金の請求

老齢基礎年金繰り上げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受け取るのが基本ですが、本人が希望すれば60歳からでも受け取ることができます。

この場合、受け取る年金額が、65歳から受け始める年金額に

比べ減額されます。減額率は、受給を請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて、1か月繰り上げるごとに0.5%ずつ低くなります。(最大で30%の減額) **減額は一生続きます**ので、注意が必要です。

年金を受け取る手続きを裁定請求といい、国民年金の裁定請求は市役所の国民年金の窓口で行います。(第2号及び第3号被保険者の期間がある場合は年金事務所)

繰り上げ受給の注意点

繰り上げ受給には、いくつかのデメリットがあります。

- ①繰り上げの請求をした場合、裁定の取り消しや変更はできません。
- ②請求時の年齢に応じて年金額が減額され、一生、減額された

年金を受け取ることになります。

③繰り上げ受給後は、65歳になるまでの間に障がいの状態になっても、原則として障がい基礎年金が受給できません。

④繰り上げ受給後に遺族年金等が発生した場合は、老齢基礎年金と遺族年金のどちらか一方を選択することになります。65歳からは両方支給されますが、老齢基礎年金は減額支給のままです。

⑤寡婦年金を受ける権利がなくなります。

⑥国民年金の任意加入ができません。



老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は、本人が希望すれば受け取りを66歳から70歳までに遅らせることもできます。この場合、受け取る年金額が増額されます。

65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて、1か月繰り下げごとに0.7%ずつ高くなります。

申出日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～11か月	133.6%～141.3%
70歳以降	142%

※表は昭和16年4月2日以降に生まれた方の受取率です。

※昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け取り始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

高齢任意加入とは

60歳に達した日の属する月以降、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰り上げ受給をしていないときは、任意加入したうえで保険料を納めることにより、年金額を増やせます。

また、受給資格(120月以上の納付)を満たしていない場合は、60歳に達した日の属する月以降(申出された月以降)70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入したうえで保険料を納めることにより、受給権を確保できます。

※任意加入の保険料の納付方法は、口座振替またはクレジットカード納付です。預金口座等がない方はご相談ください。

※任意加入をやめるときも手続きが必要です。

年金豆知識

～よくある相談事例～

Q 妻が65歳になったら、私(夫)の年金額が下がったのはなぜですか？

A 配偶者加給年金は、配偶者が65歳になると受け取れません。

夫の年金に加算されている配偶者加給年金は、妻が65歳になると消滅し(※)、代わりに妻が受け取る老齢基礎年金に振替加算額がつきます。

配偶者加給年金と振替加算額はそもそも同じ金額ではなく、それぞれ受給者本人の生年月日によって定められています。

※妻が65歳になった時点で、年金請求をしていなくても加給年金の権利が消滅します。

